

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成30年6月22日 |
| 【会社名】 | 株式会社グルメ杵屋 |
| 【英訳名】 | GOURMET KINEYA CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 椋本 充士 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市住之江区北加賀屋三丁目4番7号 |
| 【電話番号】 | 06(6683)1222(代) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員財務部長 山中 真二 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市住之江区北加賀屋三丁目4番7号 |
| 【電話番号】 | 06(6683)1222(代) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員財務部長 山中 真二 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社グルメ杵屋東京本部 (東京都港区浜松町二丁目13番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成30年6月20日に開催された当社第52期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会開催年月日

平成30年6月20日

(2) 議決権状況

議決権を有する株主数 8,512人

総議決権個数 22,365個

(3) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額338,642,685円

効力発生日

平成30年6月21日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款第8条(単元株式数)に定める単元株式数を1,000株から100株に変更する。

上記の変更は、単元株式数の変更の効力発生日である平成30年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、本附則は当該変更の効力発生後削除する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役に棕本充士氏、佐伯崇司氏、寺岡成晃氏、西村毅氏、藤田良宏氏、江連裕子氏、チョルパンアスリ氏、東上床幸治氏、長野彰夫氏の9名を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役に村上剛志氏、稲田正毅氏の2名を選任するものであります。

(4) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成 | 反対 | 棄権 | 可決要件 | 賛成の割合 | 決議の結果 |
|-----------|---------|------|----|------|--------|-------|
| 第1号議案 | 14,493個 | 46個 | 0個 | (注)1 | 99.68% | 可決 |
| 第2号議案 | 14,228個 | 311個 | 0個 | (注)2 | 97.86% | 可決 |
| 第3号議案 | | | | | | |
| 棕本 充士 | 14,141個 | 398個 | 0個 | (注)3 | 97.26% | 可決 |
| 佐伯 崇司 | 13,858個 | 681個 | 0個 | | 95.32% | 可決 |
| 寺岡 成晃 | 14,141個 | 398個 | 0個 | | 97.26% | 可決 |
| 西村 毅 | 13,878個 | 661個 | 0個 | | 95.45% | 可決 |
| 藤田 良宏 | 14,482個 | 57個 | 0個 | | 99.61% | 可決 |
| 江連 裕子 | 13,864個 | 675個 | 0個 | | 95.36% | 可決 |
| チョルパン アスリ | 14,473個 | 66個 | 0個 | | 99.55% | 可決 |
| 東上床 幸治 | 13,877個 | 662個 | 0個 | | 95.45% | 可決 |
| 長野 彰夫 | 14,476個 | 63個 | 0個 | | 99.57% | 可決 |
| 第4号議案 | | | | | | |
| 村上 剛志 | 14,170個 | 369個 | 0個 | (注)3 | 97.46% | 可決 |
| 稲田 正毅 | 14,105個 | 434個 | 0個 | | 97.01% | 可決 |

(注)1. 出席株主の議決権の過半数の賛成

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

第1号議案から第4号議案までのすべての議案は、株主総会前日までの議決権行使書による事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上